近江バラス株式会社安定型産業廃棄物最終処分場建設事業についての説明会

（令和８年秋開催）

開　催　概　要

令和８年９月 28 日から 10 月９日にかけて、下記に示す５市７会場において、説明会を開催しました。

①	日　時	令和８年９月 28 日(月)　18：30～20：30
	場　所	守山市役所　１階多目的ホール
	来場者	50 名
②	日　時	令和８年９月 29 日(火)　18：30～20：30
	場　所	甲賀市まちづくり活動センター　まるーむ　２階多目的室
	来場者	43 名
③	日　時	令和８年９月 30 日(水)　18：30～20：30
	場　所	栗東芸術文化会館さきら　小ホール
	来場者	21 名
④	日　時	令和８年 10 月１日(木)　18：30～20：30
	場　所	野洲文化小劇場
	来場者	25 名
⑤	日　時	令和８年 10 月２日(金)　18：30～20：30
	場　所	湖南市民学習交流センター（サンヒルズ甲西）　多目的ホール
	来場者	24 名
⑥	日　時	令和８年 10 月８日(木)　19：00～22：00
	場　所	甲賀市立かふか生涯学習館（甲賀公民館）２階研修室
	来場者	53 名
⑦	日　時	令和８年 10 月９日(金)　19：00～22：00
	場　所	土山開発センター　大集会室
	来場者	53 名

議事概要：事業者からの説明の後、質疑・応答時間を設けましたが、ご意見・ご質問をお待ちの方が多数残っておられたことから、その後はご質問のみを受け付け、後日回答するかたちとさせていただきました。

頂いたご意見・ご質問の概要とそれに対する当日の事業者の回答を**別表①**に、

会場で回答できなかったご意見・ご質問の概要とそれに対する事業者の回答を**別表②**にとりまとめました。

そ の 他：当日書面により受領した意見書に対する事業者の回答を**別表③**にとりまとめました。

別紙①-1

9月28日　守山市役所 1階 多目的ホール
ご意見・ご質問に対する事業者の見解（説明会当日の回答済）

意見・質問の概要	事業者回答
1．事業計画について（全般）	
旧ＲＤ処分場では許可を受けた廃棄物以外のものやドラム缶の中から注射針が出てきました。安定型産業廃棄物しか埋立てないとのことですが、本当に信頼できますか。法律に従っているからよいということではなく、事業者のモラルとしてどうですか。がれき類についても、今後問題になるような新しい建材があるのではないですか。	旧ＲＤ処分場の問題がこの地域で起きて大きな問題になったことは承知しています。旧ＲＤ処分場では、許可を受けた廃棄物以外のものを埋め立てていたことによって、有害物質が出て問題になりました。許可された廃棄物以外のものを埋め立てないことを徹底することで、旧ＲＤ処分場と同様の問題は生じないと考えています。
廃プラスチック類は、細かく分解されるとマイクロプラスチックになり、魚や人間にも影響があります。住民が不安を感じていることに対して、モラルの問題としてどうですか。	マイクロプラスチックが琵琶湖などで観測されていることは認知しています。廃プラスチックが街や川に不法投棄される状況のほうが、よりマイクロプラスチックの増加につながることも指摘されています。適正に安定型処分場に埋め立てることは、絶対にリスクがないとは言えませんが、社会全体の廃プラスチックの流出を防ぐことにつながると考えています。
廃プラスチックは安定型処分場で埋立可能とのことですが、今後、その基準が変わり埋め立てられなくなった場合には、どのように対応しますか。	廃プラスチック類については、サイズが大きすぎると埋立層内に空洞が生じ、そこで化学反応が起こるなどの問題が指摘されていることから、15㎝以下に破砕するという埋立基準があり、それに従っています。 破砕によってマイクロプラスチックを製造して、それを埋め立てるということではありません。
なぜ、事業主体が近江バラスなのですか。資本金300万円、従業員6名の小さな会社が展開検査などのオペレーションをできますか。ジェネスが事業主体となるほうがよいのではないですか。	近江バラスは小さな会社ですが、ＪＮＳホールディングスが滋賀銀行からの要望で近江バラスの経営に参画し、M&Aで100%株を持ちました。今後はＪＮＳホールディングスが近江バラスに資本等を投入して、しっかりサポートしていきます。
ジェネスは京都市の会社です。搬入される産業廃棄物のほとんどが京都市のものではないですか。	株式会社ジェネスはもともと滋賀県の湖西地域で創業した会社で、本社を約10年前に京都市に移しました。 ジェネスが保有する最終処分場の実績では、滋賀県からの廃棄物は10%程度ですが、これまでは滋賀県の廃棄物の多くはクリーンセンター滋賀で処分されてきました。しかし、このクリーンセンター滋賀が閉鎖されたので、今後は滋賀県内の廃棄物が増えると予想しています。 京都で発生した廃棄物だけを受け入れるということではありません。滋賀県から発生する廃棄物を優先して受け入れていきたいと考えています。

別紙①-1

意見・質問の概要	事業者回答
２．受入れ・展開検査、監視	
展開検査で、有害物質が混入していないかどうかを説明のあった機械だけで確認できますか。万が一事故が起きたときに、資本金 300 万円の会社が問題を解決できますか。安定型ではなく、管理型でやっていただきたいです。	管理型処分場は、有機物や燃え殻など、様々な廃棄物を埋め立てることができますが、これらの廃棄物による影響が出ないように遮水シートを設置して浸出水を集めて、浄化したうえで排水します。このように、安定型処分場とは全く異なる施設です。安定型処分場でありながら管理型処分場の基準を守った設備を設置することは難しいと今は考えています。
３．災害への対応	
日本全国で 50 年、100 年に一度という想定外の水害や地震が起きています。このような天変地異に対してどのように対処しますか。	雨水が廃棄物層に浸透している状態で地震が来ても、盛土がずれ落ちるようなことがないように、強度や角度、積み上げ高さなどの設計基準が定められています。この基準を十分に満たし、かつある程度の余裕をもった設計が必要と考えています。また、滋賀県の基準については、随時見直しをされていると認識をしています。 調整池の容量については、最終確定していませんが、これまでの滋賀県との協議の中で、必要容量が大きくなりました。準備書の説明会では、県との協議が進み、安全率や計算式をお示しできると考えています。
想定外の災害が起きたときの対応は、どのように考えていますか。	十分な強度を持った土堰堤とするとともに、廃棄物埋立層はしっかりとした転圧を行います。天変地異と言われるような災害が起きても廃棄物埋立層が崩壊しないよう、安全性を十分に確保した設計・施工を行います。
４．万一の事態での対応	
管理積立金を使っていつまで事業責任を持ちますか。水質検査をいつまでしますか。	維持管理積立金は、あくまでも補助的な仕組みであると考えています。万一、汚染等が発生し、その原因が特定された場合には、原因者が負担することが基本的な考え方です。 当社としては、そのような事態を起こさないよう、廃棄物の受入基準を遵守するとともに、異物の混入を防ぐため、受入検査を厳格に実施していきます。これは環境を守るためだけでなく、当社が事業を継続していく上でも重要であると考えています。
５．水質影響への対策	
ＰＦＯＳの影響はどう考えますか。	当グループでは、株式会社ジェネスにおいて 40 年来、安定型産業廃棄物の埋立処分を続けてきましたが、これまでに水質の異常を発生させていません。そのノウハウを活かし、近江バラス株式会社においてもこのルールを徹底して事業を実施していきます。
現状の地下水では、環境基準の 10 倍のほう素、20 倍のふっ素、3 倍以上の砒素が検出されています。もし、供用後にこれらの物質が高い値となっても、「もともとこの地域の濃度は高い」という言い訳に使われませんか。	現況、下流側地下水から一定の有害物質が検出されています。まずは原因追及をして、それを改善できる対策工があれば実施し、改善していきます。その原因が自然由来であれば、影響範囲を把握するなど、今まさに調査している段階です。 既に地下水が汚染されていることが言い訳にならないようにすることは、滋賀県からも要請されており、適切な維持管理基準を整備していきます。

別紙①-1

意見・質問の概要	事業者回答
現在の地下水が環境基準を超過している状況を改善し、最終処分場を作っても環境基準以内に収まることを示していただきたいです。	現時点では答えを持ち合わせていません。引き続き調査を行い、必要な対策を検討していきます。汚染の原因や必要な対策については、準備書でとりまとめる方針です。
６．説明会の開催	
説明会の日程について、なぜ夜の時間に設定したのですか。もっと人が集まりやすい時間にするべきではないですか。	平日の日中に働いている方が一番多く、それを避けると土日曜日か夜間の時間帯になります。5市7会場で連続して開催することを考えると、この時間に設定することが最適ではないかと考えました。
７．説明会の周知	
最終処分場が計画されていることや、今回の説明会の開催について、ほとんど知らない住民がおられました。もう少し違う周知方法を考えていただきたかったです。	これまでの説明会の開催については、事業を実施する甲賀市土山町で開催し、弊社ホームページで周知するとともに、甲賀市役所の協力を得て広報紙にも掲載しました。その際に、事業地下流のエリアにも案内しましたが、届くべき人に届かないという意見を受けていたところです。今回の説明会では、下流の各市で説明会を開催し、各市の広報誌などで説明会全日程を取り上げていただく形で周知しました。

別紙①-2

9月29日　甲賀市まちづくり活動センター まるーむ 2階 多目的室
ご意見・ご質問に対する事業者の見解（説明会当日の回答済）

意見・質問の概要	事業者回答
1．事業計画について（全般）	
地下水の環境基準の超過が確認された場所では、かつて処分場があったことを承知していますか。	計画地の周辺にかつて処分場があったことは承知しており、その処分場は計画地より下流側にあると認識しています。
活断層、地すべり、盛土、洪水等を考えると、候補地として不適ではないですか。なぜこの場所を選定したのですか。	土山の地で近江バラスが長らく事業を実施してきたこと、谷の地形が埋立処分場の設置に適していることから、この地で実施できないか検討しました。
地元にとってデメリットばかりですが、メリットは何ですか。	地元の皆様にご迷惑やご不安をおかけすることになると思いますが、地元の方の雇用や廃棄物受入れの優遇などで、地元に貢献していきたいと考えています。
2．災害への対応	
熊本地震における最終処分場の被害をどのように評価していますか。また、頓宮断層の直下型地震や阪神淡路大震災と同程度の地震が起きた場合でも問題ないのですか。	熊本の直下型地震では、最終処分場の廃棄物の埋立法面が崩れるような災害や、最終処分場の機能が失われるような被害は発生していないと認識しています。 頓宮断層の直下型地震等に対しては、活断層から事業地までの距離から地震の大きさを想定して、その地震に対して安全な設計とします。
熊本地震等では、製紙工場の煙突が折れる被害やイオンモールへの影響がありましたが、最終処分場にどのような被害がありましたか。また、被害状況を確認した処分場と震源との距離なども調査した上で、今回の計画に問題はないと判断しているのですか。	最終処分場以外の施設に対する安全性について、判断することは難しいです。熊本地震については、周辺自治体へのヒアリングにより被害状況を確認しましたが、大きな被害があったという報告は受けていません。また、阪神大震災や能登の地震でも、最終処分場の廃棄物の法面が崩れるような事例は報告されていません。 ヒアリングを実施した自治体の処分場と震源との距離は調査していません。
科学的特性マップに示された活断層から310mという範囲は、計画地の安全性を示す基準ですか。また、その資料について資源エネルギー庁へ問い合わせていますか。これを安定型最終処分場へ適用しても問題ないと判断したのはなぜですか。	活断層から310mは基準ではなく、影響する範囲が310mまでであるという参考資料です。したがって、この基準の外だから地震に対して安全ということではありません。本計画地は頓宮断層の近くにあるため、活断層が動きマグニチュード7.3の地震が発生した場合の地震動を想定し、その地震が起きても安全性が確保できる安定計算を実施します。 また、資源エネルギー庁への問い合わせは行っていません。公表されている資料であることから参考資料として示しました。
310mという範囲には、地震による地すべりの危険性は考慮されていますか。	310mという範囲は活断層の影響範囲を示すものであり、地すべりに対する基準ではありません。活断層が動いた場合に計画地でどの程度の地震が起きるかを想定し、その地震に対して安全な設計とします。

別紙①-2

意見・質問の概要	事業者回答
「廃棄物最終処分場、整備の計画、設計、管理要項、2010 年改定版」では、最終処分場の立地選定の評価基準例として「1km 以内に活断層はないが、候補地内に厚崩積土または旧崩壊地形が見られる」場合に、ランク 3（適正度が低い）が該当しています。本計画地は、適さないという評価でよいですか。	その評価方法を当てはめると、「適正度が低い」という評価になります。
地すべり地形の危険性を認識していますか。また、現地調査を行っていますか。	既存資料から、計画地が地すべり地形であったことは認識しています。　この既存資料における地すべり地形は、1970 年代の空中写真により判断されたものであり、50 年以上が経過しています。そのため、現地調査を実施し、その結果、下流側の 4 カ所の地すべり地形については、現状、地すべり地形と認められるような滑りは認められませんでした。県道 539 号側では側溝の隙間や若干の地すべりが発生している状況が確認されたため、この地すべり箇所を避けるように搬入道路の位置をずらして設置することで対応しています。
なぜ、地すべり地形をグランドアンカー等で固定しないのですか。地すべり地形の上に廃棄物を載せた場合、斜面が崩れることになります。	安定型処分場の場合、基本的には現況地盤をそのまま廃棄物で埋め立てていきます。そのため、斜面を埋めるような形となり、これは斜面の滑りを押さえるような構造となります。したがって、廃棄物を埋めることによって沢を平らにすることで、すべり対策になると考えます。　埋立地の下流側は、地盤改良した押え盛土により安定勾配を保つことで、地すべりの対策になります。　例えば、道路等を建設するために、現況地盤を切土することがあります。その切土面が弱い岩盤であれば、そこにグランドアンカー等を入れて法面を安定化させる対策が施されます。しかし、本計画では切土をほぼ行わず、自然斜面の谷筋に廃棄物を埋め立てます。廃棄物を十分転圧することによって、斜面を押さえるような構造になるため、廃棄物を埋め立てることによって地すべりの発生を抑えられると考えています。
地質調査を行ったとのことですが、報告書を県へ提出していますか。また、住民へ公表していますか。	地質調査報告書は県へ提出していますが、公表はしていません。
地すべりの調査結果や安全性の根拠を、口頭ではなく資料として示していただけませんか。	説明会でいただいた意見については後日ホームページで回答し、説明した内容がわかりやすい形で資料として公開します。
３．万一の事態での対応	
有害な浸透水の流出や土砂崩れ等の問題が発生した場合、会社としてどのように対応しますか。	問題が発生した場合の対応については、今後検討していきますが、まずは事故が起きない施設設計と管理体制作りが重要であり、それをお示しすることが必要と考えています。

別紙①-2

意見・質問の概要	事業者回答
４．水質影響への対策	
現状の地下水で環境基準の超過が確認されていますが、原因と対策をどのように考えていますか。	地下水の環境基準の超過が確認されたことは事実です。現時点ではその原因や必要な対策はわかっていません。まずは原因究明を行い、対策または方向性が決まった段階でご説明します。
地下水が既に基準を超えていますが、事業を中止する考えはありますか。	基準を超えていることと、事業の実施の可否については、分けて考える必要があると考えます。まずは、環境基準を超過した原因を調査、究明し、その結果を踏まえて、どのような対策が取れるのかということを検討していく段階です。
埋立終了後に有害物質を含む汚水が次郎九郎川を経て琵琶湖へ流出し、長期間蓄積することをどのように考えていますか。	水質の安定を図り、水質基準を超過することなく、施設を管理できる対策を検討し、環境影響準備書でお示したいと考えています。
５．環境現況調査	
この半世紀における田村川の生物や魚類の変化を、どこまで把握していますか。	田村川の過去からの変化を正確に把握することは難しいです。そのため、現状を把握した上で、それに対してどのような影響が生じるかを予測します。
６．説明会の開催	
過去の説明会の質疑応答について、当日に回答できなかった見解についても、当日の質疑応答と同様に掲載していただけるのですか。	公開している質疑応答には、当日その場で回答できなかった質問について、補足して回答を追加したものがあります。質疑応答と補足回答は分ける必要があるため、今後は改善します。

別紙①-3

9月30日　栗東芸術文化会館　きさら　小ホール
ご意見・ご質問に対する事業者の見解（説明会当日の回答済）

意見・質問の概要	事業者回答
1．事業計画について（全般）	
県外からの廃棄物が9割、滋賀県内が1割とのことですが、なぜ、ここで県外の廃棄物を受け入れなければならないのですか。	滋賀県内が1割程度という割合は、ここ数年の株式会社ジェネスの安定型産業廃棄物処分場での実績を示した参考値です。これまで滋賀県内の産業廃棄物を受け入れてきたクリーンセンター滋賀が閉鎖されたため、今後は県内の廃棄物が増えていくと考えられ、優先して受け入れたいと考えています。一方で、広域的な廃棄物の移動はどうしても発生し、その受け皿にもなることは事実です。
次郎九郎川の上流にはすでに2つの最終処分場が建設され埋立てが完了しています。水源の上流である土山町に、なぜもう1つ最終処分場を作るのですか。また、地元でやめてほしいという声をどのように受け止めていますか。	近江バラスが長年事業を続けてきている土地であることと、谷の地形が埋立処分場に適していることから、この場所を選定しました。 未来に対して心配であるという声は受け止めています。皆様にご納得いただけるよう、展開検査などの管理体制をどこまでできるのか考えていきたいと思います。
計画地の地下水でふっ素、ほう素、砒素が環境基準を超過しています。原因を究明できるまで計画を一旦止めるべきではないですか。また、原因究明は県と事業者のどちらが行うのですか。	地下水が環境基準を超過している原因は、現時点ではわかっていません。原因を究明し、本事業をどのように進めるかは県とも協議しており、県では周辺への広がりなどの調査を続けています。事業者としては事業地内で把握できる範囲について追加調査を行い、県へ報告しながら必要な対策を整理していきたいと考えています。
最終処分場は開始から何年ぐらいで埋め終わる計画ですか。また、その後、この地域で新たな処分場を建設する考えはありますか。	現在の試算では、埋立開始から概ね22年を想定しています。現時点で、更に処分場を作る計画はありません。
2．受入れ・展開検査、監視	
搬入する廃棄物は御社の京都の中間処理施設で分別した上で、土山の最終処分場でも分別するという、2段階で確認するのですか。また、異物があった場合はどうしますか。	中間処理施設で安定型の廃棄物だけの状態に分別して、本処分場に搬入します。分別された安定型産業廃棄物を受け入れることになります。 搬入の段階で適正に分別されているかということが重要になります。分別に問題ないということを展開検査で再確認します。また、展開検査で異物があった場合は、異物だけを取り除いて埋めるのではなく、全量を持ち帰らせます。
トラック1台分の廃棄物はどの程度の厚さに敷き均し、何人で何分程度かけて検査を行いますか。また、下のほうの廃棄物はどのように確認しますか。	車両で搬入されるものは概ね10～15㎥で、ダンピングステージに概ね30cm以内に敷き均すことを考えています。基本的には2人で確認し、廃棄物の種類や性状によって時間は異なりますが、概ね30分以内で終わらせたいと考えています。荷下ろしの段階でも異物や分別の精度を確認できると考えています。
例えば、製造工場を解体したときに発生する危険な廃棄物も受け入れますか。危険物などはどのように扱いますか。	建築物の解体工事では、建屋内部の机や機械類は残置物として事前に取り除き、その後、解体される床、壁、天井、基礎などの構造体が受入れ対象になります。基本的には建屋内にあるものは解体工事からは排出されません。

別紙①-3

意見・質問の概要	事業者回答
石綿含有廃棄物の展開検査で、臭気については検査員の鼻による検査とありますが、検査する作業員への害はないですか。埋立地でフレコンバックを開けて、異物がないか確認する方法において、水をかけながら飛散を防止するとありますが、この水が地下水へ浸透するおそれはありませんか。	資料に記載されている「鼻による確認」という表現は適切ではないため、見直したいと考えています。　安定型最終処分場で受け入れられるアスベストは、スレート等の建材として固定された状態であり、この状態であれば危険性はありません。ただし、これを破砕すると数%から数 10%含まれているアスベストが飛散し、作業員が吸い込むと危険性があります。そのため、作業員は適切な保護具を使用するとともに、アスベストを湿潤化することによって繊維の飛散を抑えます。　フレコンパックは中身が見えず、袋に何が入っているか確認できないため、異物混入を防止するには、内容物を確認するための開封作業が必要と考えています。また、埋立場所における繊維の飛散を最小限に抑える必要があることから、開封方法等については、県と協議しながらとりまとめていきたいと考えています。
展開検査を行う 2 名は有資格者ですか。また、株式会社ジェネスの中間処理施設以外からも廃棄物を受け入れますか。	資料に示した有資格者 2 名を配置することを想定しています。搬入は株式会社ジェネスの中間処理施設からだけではなく、ほかの中間処理業者から受け入れる場合もあります。
廃プラスチックに有害物質が含まれないことはどこで確認するのですか。	受け入れる廃棄物については、中間処理業者が建設系廃棄物の処理に特化していることが重要であると考えています。
３．災害への対応	
計画地は礫岩、砂岩、泥岩が重なり合っており、基盤岩の境目は、地すべりしやすい地層ではないですか。また、8 月 28 日に地震調査委員会から甲賀市が含まれる近畿三角帯で、マグニチュード 6.8 以上の地震が起こる確率は高いとの発表がありました。大きな地震で地すべりが発生して、次郎九郎川のほうへ押し寄せるリスクはないのですか。	現地で行った 11 本のボーリング調査では、礫岩、砂岩、泥岩が重なり合ったところに亀裂は確認されませんでした。また、現地では、県道 539 号側に地すべりの兆候がありますが、目視調査では埋立範囲での地すべり跡は確認されませんでした。 頓宮断層では、マグニチュード 7.3 程度の地震が想定されていますが、活断層からの距離を踏まえ、直下型地震が発生した場合の計画地における震度を計算し、その地震が起きても崩れないような設計とします。
11 本もボーリングをしたとのことですが、ボーリング孔から水が浸透して地盤が不安定になる可能性はないのですか。	観測井戸以外のボーリング孔はモルタル等で埋めています。
４．万一の事態での対応	
万が一、地すべりや法面崩壊などが起きた場合は、どのように対応しますか。	埋立地前面の法面が崩れて、下流の堰堤を越えることが一番危険と考えています。このようなことが起こらないよう、盛土前面に改良土で押さえ盛土を置き、その上に廃棄物を埋め立てて十分転圧することで、法面崩壊を防ぎます。

別紙①-3

意見・質問の概要	事業者回答
５．水質影響への対策	
PFAS の値が高くなることや、展開検査で有害物質を見つけられず地下水に出ることが心配です。どのように対応しますか。	PFAS は飲料水の基準が決められているものの、事業場からの排水基準は決まっていない状況ですが、今後決まってくる基準には対応する必要があると考えています。環境影響評価で現状を把握し、本事業による影響の因果関係を確認できるようにします。 展開検査についても、今検討している手法に加え、さらに何ができるのか検討していきたいと考えています。
浸透水の pH、電気伝導度の常時モニタリング結果は 24 時間ホームページで確認できますか。また、誰が何をもって異常値と判断するのですか。異常値や水質検査を行う基準を事前に決めていただきたいです。	測定結果について 24 時間タイムラグなしで公開することは難しく、一定期間分の結果をまとめて公開する形が考えられます。 異常値は、外部の検査機関から出てきた水質検査の値と、電気伝導度や pH の変動を見て、我々事業者が判断します。どのような状況になったら何をするかは、まだ固まっていないため、準備書の中でとりまとめていきたいと考えています。 事前に基準を決めてほしいというご意見については、承知しました。
砒素などの地下水環境基準超過の発覚を受けて、予定地外の地下水について県が近隣も含めて調査を行っているのですか。	環境影響調査で次郎九郎川と田村川の水質調査を実施しています。また、県では、計画地の近隣で井戸を使っている方がいないか確認し、いれば調査する動きをされていると認識しています。
６．環境現況調査	
猛禽類などの重要な動物や植物が確認された場合、どのような配慮を行いますか。また、その結果をホームページ等で公表しますか。	現時点で計画地内から重要種に当たるものが多少出ています。本事業は谷全体を埋め立てる面的な開発のため、すべてを避けるのは難しいと考えています。移植や代償措置を中心とした対応が現実的と考えています。ただし、猛禽類の巣は事業地内では確認できていません。 環境影響調査の結果については、準備書でとりまとめ、県の審査会等の専門家に諮り、保全措置を検討します。また、重要種の位置情報については公表を差し控えると思いますが、それ以外の結果については、公表することを考えています。
７．その他	
マニフェストについて、電子と紙の割合を教えてください。また、行政への報告の方法を教えてください。	マニフェストは、電子と紙の両方が使われています。排出事業者から中間処理施設に入る段階では、6 割、7 割が電子マニフェストですが、処分場への持ち込み段階ではそれより少ない状況です。株式会社ジェネスの最終処分場でも、電子マニフェストの対応をしています。　電子マニフェストは公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する JWNET に登録され、JWNET が各行政へデータを報告します。また、紙の場合は排出事業者がとりまとめて、1 年に 1 回行政に報告します。

別紙①-4

10月1日　野洲文化小劇場
ご意見・ご質問に対する事業者の見解（説明会当日の回答済）

意見・質問の概要	事業者回答
1．事業計画について（全般）	
広島にある安定型処分場の周辺河川でPFASが高濃度で検出されたことが問題になっています。手作業、目視による展開検査には限界があると思います。	安定型最終処分場では受入れ時の展開検査が非常に重要です。目視による検査は大事ではありますが、限界があるため検査機器の導入を考えています。 また、搬入される廃棄物は建設工事現場から直接搬入されるのではなく、中間処理施設を経て搬入するものが大部分となるため、その搬入体制も確認し、二重、三重にチェックして安定型廃棄物以外のものが入らないよう徹底します。
下流域の農業、生活用水に関わる問題は、上流にあるほどリスクが高くなるので、立地そのものから考えるべきだと思います。 汚染が絶対にあってはならない事業です。立地場所として、適切だと思っていますか。	汚染の発生、基準の超過があった場合、本事業を続けていくことができなくなります。それを防ぐために安定型廃棄物以外の混入を防ぐことを徹底することに尽きると考えています。 万が一、排水の水質が基準を超過した場合には、そのまま放流することはせず、必要な処理を行った上で排水する計画です。
建設予定地の近くに既に埋立が完了した処分場が2箇所あります。また、次郎九郎川から田村川、最終的には野洲川に合流して琵琶湖へ水が流れていきます。なぜ、この場所を選んだのですか。	近江バラスが土山で長く事業を続けてきたことと、谷地形を活かして大きな改変なく建設でき、埋立処分場に適した地形であることから選定しました。
22年間の埋立終了後の水質検査はいつまで行いますか。閉鎖後に処分場が原因の汚染が確認された場合はどうしますか。	埋立終了後、概ね2年ほど検査を行うことが義務づけられています。2年間の検査の結果、埋立廃棄物が安定しているということであれば、閉鎖をすることになります。 閉鎖後、処分場が原因の汚染があった場合は、我々が負担して除去や対策を行う責任があると考えています。
汚染を「絶対に起こさない」と保証できますか。また、遮水シートを設置して安全性を高めることはできませんか。	「絶対」ということを保証できるものではありませんが、絶対に起こさないという思いで事業を計画しています。 遮水シートを敷くことは管理型処分場を作ることになり、計画が根底から変わるため、遮水シートの設置は難しいと考えています。安定型処分場で求められている法令の基準よりも対策を強化し、精度を高めていくことで、リスクを減らしていきたいと考えています。
県外からの廃棄物は、どの地域から搬入されるのですか。	県内及び県外から廃棄物を受け入れることになりますが、現時点でどの地域から受け入れるかは明確に決まっていません。現在のジェネスの実績では、滋賀県からの搬入は概ね1割程度で、京都、中京圏、名古屋、愛知県、岐阜県、一部関東圏からの搬入があります。クリーンセンター滋賀での受入が終了しているため、今後は滋賀県内の廃棄物の受入割合が増えていくだろうと考えています。

意見・質問の概要	事業者回答
処分場周辺や野洲川流域の住民が希望した場合、血液中の PFAS 濃度などを調べる健康調査を実施しますか。 処分場周辺や野洲川流域の住民が希望した場合、血液中の有害物質の値を調べる健康調査を実施していただけますか。	最終処分場の浸透水などの排水基準は、それを超過しなければ周辺住民にも健康被害が起こらない基準として決められているものです。 浸透水などのモニタリングにおいて基準超過があり、我々が原因で健康被害が発生している可能性がある場合には、そのような可能性はありますが、原因が特定されない状況で健康検査の費用を負担することは難しいと考えています。
２．受入れ・展開検査、監視	
搬入車両 1 台ずつの展開検査を確実に行っていることを、自治体や自治会など第三者が確認できるようにする方法は考えていますか。	現時点では、視察や第三者チェックの具体的な手法は固まっていませんが、地元の方に定期的に視察に来てもらうことなど、第三者に見てもらう形は必要だと考えています。
廃棄物の搬入や展開検査の状況をビデオ等に記録し、自治体や自治会が視察に来られた時にその記録を見るようなことは検討できますか。	搬入、展開状況を記録として残すことは、検討していきたいと考えています。
1 日 8 時間で 20 台の搬入を行う場合、1 台当たり 24 分で展開検査を実施することになります。1 台当たりの展開検査にかかる時間はどのくらいの時間を想定していますか。また、しっかりと記録を取れるのでしょうか。	石綿含有産業廃棄物は別の場所で展開検査を行うこともあり、実現可能と考えていますが、現時点では正確な作業時間は想定できていません。条件を整理して、今後とりまとめていきます。
３．万一の事態での対応	
埋立終了後 2 年という管理期間では短いのではないですか。	埋立後の管理について、どこまでできるか検討したいと考えています。
処分場の排水による農業用水への影響や石綿等の飛散によって周辺の茶畑などに農業被害が生じ、農産物が販売できなくなった場合、補償はどのようにするのですか。	安定型処分場の構造上、次郎九朗川への放流は避けられません。ご懸念に対して、展開検査や石綿の飛散対策など今回ご説明した対策を具体的に検討して、とりまとめた段階でご説明します。 万が一に備えた具体的な対策費についても検討していきます。
４．水質影響への対策	
地下水の水質調査で環境基準の超過が出ているという報告がありました。基準値超過が収まらないまま、事業を進められるのですか。	異常値が発生した原因としては、人為的な要因か自然由来の要因かもわかっていません。例えば、土壌が汚染されている場合は、土壌汚染対策法に基づいた対策やその他の法令に基づき、必要な手続きや対策を実施する必要があり、法令に則った解決策が見えなければ、事業はスタートできないと考えています。

意見・質問の概要	事業者回答
和邇川周辺で高濃度の PFAS が検出されていますが、和邇で処分場を運営している株式会社ジェネスでは、現在どのような対応をしていますか。	和邇川において PFAS の検査が行われたことは把握しており、株式会社ジェネスの施設からの接続地点より上流では 68ng/L と基準値を上回る値であり、接続地点の直下流では 27ng/L と指針値を下回る状況を確認しています。 株式会社ジェネスの処分場では、近江バラスの計画と同様の受入業者の選定・管理や展開検査を行っておりますが、PFAS に特化した対策は現在は行っていません。PFAS の基準については、環境省において検討中の段階と認識していますが、今後基準が決まれば、それに対応していきます。
地下水の基準超過について、県の何課と協議し、どのような指導を受けていますか。また、上流にある県の管理型処分場の影響や県の責任も含めて進めるべきではないですか。	県との協議先について、環境アセスメントの管轄は環境政策課、廃棄物処分場の管轄は循環社会推進課、それらの出先機関として甲賀環境事務所があり、その 3 か所との協議や指導を受けることが多い状況です。調査結果を把握した段階で随時相談しています。
５．環境現況調査	
石綿含有廃棄物を開封した場合、敷地外へ石綿が飛散する可能性が出てきます。石綿含有物の空気濃度の測定を行いますか。	現在実施中の生活環境影響調査の中で空気中の石綿の濃度測定を行っています。施設供用後の定期的な石綿に関する検査については、安心につながる材料だと思うため、検討したいと考えています。
６．その他	
栗東市、野洲市、守山市など下流の自治体が希望した場合、協定を結ぶことはできますか。	下流の離れた地域との協定が制度・仕組みとして可能かは、現時点で知見を持っていません。また、協定については、許可権者の県、地元の甲賀市、地元の区長や自治会を想定していますが、下流の自治体にも、確認してみたいと考えています。

別紙①-5

10月2日　市民学習交流センター（サンヒルズ甲西）多目的ホール
ご意見・ご質問に対する事業者の見解（説明会当日の回答済）

意見・質問の概要	事業者回答
1．事業計画について（全般）	
安定型処分場で受け入れる「廃プラスチック類」の「類」とは何を指しますか。また、廃プラスチックは焼却やリサイクルできるにもかかわらず、埋め立てる必要があるのですか。	「廃プラスチック類」の「類」は、プラスチックにはポリエチレンなど様々な種類があることを指していると考えられます。 材質が単一で汚れのないものであればリサイクルは可能ですが、材質が異なるものが混在している状態や、リサイクルした製品でこれ以上のリサイクルが難しいものもあります。焼却されるものもありますが、コスト面や技術面などによって処理の方法が変わると考えています。
最終処分場の計画は、国、県、甲賀市、湖南市などとどのような協議を行って進んできたのか、経緯を教えてください。下流地域では突然計画を知らされたように感じます。	用地の取得に目途がついた令和5年から行政とコミュニケーションを取り、必要な手続きを相談するとともに、地元の区長への説明や、要望があった区への個別説明を行っています。 その後、令和6年から配慮書の手続きに着手し、地元説明会などを続けています。説明会は地元の土山町を中心に甲賀市内で行っており、本事業に関する下流エリアへ説明する機会はなく、不十分であったかもしれませんが、令和6年の配慮書の段階では、県より本事業に関する情報の公開・周知が行われています。
2．受入れ・展開検査、監視	
医療関係で使用された注射針や手術着、手袋など、プラスチックを含む医療廃棄物も安定型処分場に入るのですか。	注射針のように人の血液や体液が付いている可能性があるものは、医療系産業廃棄物、特別管理産業廃棄物として専用ボックスに入れ、開けることなく多くは焼却処分されています。安定型処分場に入ってくることはありません。
方法書に記載されている埋立廃棄物の割合について、廃プラスチック類は40%、ガラス・陶磁器くずは30%、がれき類は4.4%、石綿含有産業廃棄物は25.6%でありましたが、この推測値は現在も変わりませんか。また、今後の説明会では、このような数値ベースの情報も資料に載せて、もう少し具体的に説明していただけますか。	これまで資料で公開している埋立廃棄物の割合は、株式会社ジェネスの埋立処分場の実績をもとにしたもので、将来の割合を約束するものではなく、社会情勢等でその割合は変化する可能性があります。ただし、今の株式会社ジェネスの実績をグループで引き継いでいくことから、それに近くなると考え、この数字を示しています。 配慮書や方法書の内容は膨大で、すべての内容を説明することは難しいため、その時点で説明すべき内容を決めて説明しています。配慮書や方法書、これまでの説明会資料についてはホームページで公開しています。 数値ベースでもう少し具体的に説明してほしいというご意見については、承知しました。
廃棄物の搬入範囲について、ＪＮＳホールディングス傘下の株式会社ジェネス及びＮＳコーポレーションが取得している収集運搬業の許可状況をみると、首都圏を含む20の都府県から廃棄物を受け入れることが可能なのでしょうか。	廃棄物は、収集運搬業の許可を得た範囲であれば、どこからでも搬出されたものであっても受け入れることができます。

意見・質問の概要	事業者回答
外部から抜き打ち検査を受けることは可能ですか。	株式会社ジェネスが運営する安定型処分場では、実際に行政が事業をチェックすることがありました。外部のチェック体制については、今後まとめていきます。
３．水質影響への対策	
計画地では、事業開始前から地下水で砒素、ふっ素、ほう素が環境基準を超過しています。原因を徹底的に調査、原因を究明し、県、甲賀市、湖南市、野洲市の各首長を交えた第三者委員会もしくは監視委員会を設立し、結果を公開してほしいです。	現状、我々としても環境基準超過の原因がわかっていません。また、事業地外の調査はできないため、事業地内における汚染の広がりを把握し、どのような対策ができるのかを考えます。原因を究明し、どのように対応するかが決まらないと事業はスタートできないと考えています。
株式会社ジェネスの処分場がある和邇川で PFAS が検出されたことについて、株式会社ジェネスの処分場との関連性はあるのですか。また、現在の和邇川の状態は改善しているのですか。	株式会社ジェネスの処分場は和邇川水系に位置しています。和邇川で PFAS の検査が行われ、株式会社ジェネス処分場の排水地点より上流側において指針値である 50ng/L を超えており、排水地点より下流側では 27ng/L だったと認知しております。これより、PFAS の指針値を超えたのは株式会社ジェネスの処分場の影響ではないと考えています。株式会社ジェネスでは 40 年間、浸透水が基準を超えたことは一度もありません。
株式会社ジェネスの和邇処分場で行っている検査と、土山の処分場で予定している検査は同じですか。また、新たに追加する検査にはどのような意味がありますか。	株式会社ジェネスの和邇処分場では、環境省で定められた検査を行っており、近江バラスの処分場で実施する予定の pH や電気伝導度の常時観測は行っていません。また、埋立ガスも毎月検査していません。新たに追加する検査については、県からの意見や、方法書の段階で地学や水質などに詳しい専門家から提案を受け、パシフィックコンサルタンツにも相談して、実施することとしました。 また、暫定としているのは、これ以上の検査を実施するという考えです。
４．説明会の開催	
下流域では、配慮書や方法書の段階で説明を受ける機会がなく、既に配慮書と方法書に対する意見を出せる機会は終了しています。今後、湖南市を含む下流域でも複数回説明会を開催し、手続きのスケジュール優先で進めないようにしてください。	方法書の手続き段階で「もっと下流域で説明会をしてほしい」という意見をいただいており、説明会の開催方法については見直したいと考えています。次のご説明の機会は準備書の段階になると思います。
５．その他	
最終処分場の広さについて、甲子園球場の広さに例えると、どのくらいになりますか。	甲子園は約 4ha です。埋立する場所は甲子園の約 3 倍、本事業区域全体では約 6 倍の広さになります。

別紙①-6

10月8日　甲賀市かふか生涯学習館（甲賀公民館）2階 研修室
ご意見・ご質問に対する事業者の見解（説明会当日の回答済）

意見・質問の概要	事業者回答
1．事業計画について（全般）	
近江バラス及びＪＮＳホールディングスの経営理念は何ですか。	ＪＮＳホールディングスの経営理念は、「百年企業」です。企業である以上、永遠に事業を続けなければならない、百年続く企業を目指すという意味です。 近江バラスは、ＪＮＳホールディングスと同様に「百年企業」を経営理念としています。
近江バラスの代表とジェネスの代表は親族ですか。	親子関係になります。
計画地の選定理由を教えてください。	近江バラス株式会社が土山で長らく事業を続けてきており、その事業地に至近していることに加え、非常に限られた埋立処分場に適した土地であると認識しています。また、廃棄物の受入れを考えたときの交通の便や事業性などを総合的に考え、この土地で事業を実現できないかと考えました。その後、この土地の状況を調査し、地元の方ともお話しをしながら、この地に決定しました。
事業地を決める際に、信楽と土山を比較して、土山を選んだという噂を聞きましたが、事実ですか。	その事実はありません。
管理型処分場に準ずるような遮水シート等を設けないという方針に変わりはないのですか。浸透水などへの対策について、住民側に歩み寄ってほしいです。	安定型処分場として、万が一の事態が極力生じないような体制を整えて進めていきたいと考えています。
百年企業を目指すのであれば、埋立てを続けるのではなく、リサイクルに力を入れるなど、これからの時代に合った事業を行っていただきたいです。	ご意見として承ります。
2．受入れ・展開検査、監視	
展開検査に使用する機器は本当に適切で、1日20台程度の搬入があっても現実的に検査できるのですか。実証したデータを準備書で示していただけますか。	現時点では、通常の廃棄物の展開検査場と石綿含有産業廃棄物の展開検査場を併用し、必要な人員をかければ実現できると想定しています。検査機器についても、現在お示している2点でよいのか、よりよい機器や早く検査できる機器があるのかについて、有識者会議等のご意見も踏まえて検討します。 準備書では、1台当たりの検査時間や、1日20台程度の搬入があっても事業として運営可能であることをお示しした資料をつけて説明したいと考えています。

意見・質問の概要	事業者回答
３．災害への対応	
頓宮断層に関する説明のなかで、資源エネルギー庁の「科学的特性マップ」を引用されています。9 月 29 日甲賀市水口町の説明会でも指摘し、引用する資料としてふさわしくないと認められましたが、今回の資料で訂正されていないのはなぜですか。	科学的特性マップは、放射性廃棄物の処分地を選定する際の参考資料であり、最終処分場の立地に関するものではありません。最終処分場の立地条件として、活断層からどの程度離れる必要があるかという明確な基準がないため、参考資料として示しました。
資源エネルギー庁の「科学的特性マップ」を根拠とした 310m の範囲は、地すべり等を考慮したものではないにもかかわらず、計画地の安全性の根拠と受け取られる形で資料に掲載することは誤解を招くのではないですか。	誤解を招く表現となっていたことをお詫びします。当該記載については削除するとともに、今後の説明会においても、その旨を説明します。
今後、地すべりに関する調査を行う予定はありますか。	現地踏査と地質調査は終わっており、その結果を踏まえて設計を進めています。 実際に工事が始まると、地盤改良を行う場合、土砂に対する改良材の添加量を決めるための調査を実施することになります。今後は、工事を進める上で必要となる調査を行うことになります。
４．万一の事態での対応	
万が一、水質異常が発生した場合に仮設の水処理設備を設置するとのことですが、すぐに設置できるのですか。また、どの段階で設備設置の準備を始めるのですか。	仮設の水処理設備は、水質に異常が発生してから即時に設置できるものではないと認識しています。仮設水処理設備の設置準備を始める水質などの基準については検討中です。検討結果については準備書に記載します。
５．水質影響への対策	
甲賀市岩室には野洲川から取水する水源地があります。計画地から排出された水の影響を受けと思います。クリーンセンター滋賀のように、処理水を河川へ流さず公共下水道へ流すことを検討してください。	当社が計画している処分場からの排水は次郎九郎川を経由して田村川、野洲川へ流れ、岩室で取水、浄化された後、旧甲賀町エリアの水道水として使用されていると認知しています。 下水道への接続については一度検討しましたが、甲賀市の担当部局に確認した結果、本処分場の排水場所まで下水道が整備されていないという位置的な問題と、下水道施設の処理能力の問題から受入れはできないとの回答がありました。このため、下水道への接続は難しいと考えています。
地面の亀裂があった場合、浸透水が地下深くに浸透して、汚染される可能性はないですか。	浸透水集排水管を谷筋に沿って布設しますが、すべての浸透水を集水できるわけではなく、一部は地下へ浸透します。浸透水集排水管は、浸透水のモニタリングを主な目的として設置するものです。

意見・質問の概要	事業者回答
現状、事業開始前の段階で地下水の基準の超過が確認されていますが、原因の究明や水質を改善しないまま事業を開始するのですか。	地下水の水質が基準値を超過した原因については、現時点でわかっていません。 県は本計画地の下流側で地下水を利用している方への影響を考え、説明や調査を行っていると聞いています。 事業者としては、現状、基準値の超過が確認されている観測井戸を、事業開始後の地下水モニタリングに使用することはできないと考えています。そのため、地下水汚染の範囲とその原因を究明し、必要に応じて地下水の浄化や、違う場所での採水、土壌汚染対策法に基づく対応などを検討します。これらの原因や対策が整理できないと、事業をスタートすることができないと認識しています。
６．説明会の開催	
次回の説明会はいつ行うのですか。	現時点では未定です。
説明会では多くの質問があったため、時間が不足し、回答できない質問はホームページで回答する形になっています。今後は対面で回答する機会を設けていただけませんか。	今回の説明会では、この場でお答えできていないご質問・意見に対する回答については、とりまとめてホームページで公開します。 次回の説明会でさらに何ができるかを考え、対面での対応についても前向きに検討します。
明日の土山町での説明会では、時間を延長して回答の時間を作っていただけますか。また、今後の説明会も十分な質問時間を確保していただけますか。	できる限り十分な時間を確保したいと考えていますが、会場の利用時間にも制限があるため、可能な範囲でできる限り対応します。
７．情報提供・公開	
説明に使用したスライドのうち、手元の資料に掲載されていないものがありますが、後日ホームページで公開されますか。	スライドだけで説明した資料については追加するとともに、先ほどご指摘をいただいた内容を踏まえ、必要な修正や補足説明を加えた上で、来週週明けにはホームページで公開します。
８．その他	
前回の説明会以降も地域住民の不安が解消されず、近隣４地区で反対署名活動を行っています。地域住民が不安に感じ、反対署名活動が起こっていることについて、どのように考えていますか。	現段階では、詳細な調査結果や確定した情報をお示しできていないため、参加された皆様に不安を抱えさせてしまっていることは事実だと考えています。今後、環境アセスメントの現地調査から得られた情報等を取りまとめ、回答できるようにします。
環境への影響がゼロではないにもかかわらず、「適切なごみ」と説明されていますが、何をもって「適切」としているのですか。	法令で定められた基準に合致しているということをもって「適切」としています。

別紙①-7

10月9日　土山開発センター　大集会室
ご意見・ご質問に対する事業者の見解（説明会当日の回答済）

意見・質問の概要	事業者回答
１．事業計画について（全般）	
最終処分場は、県の許可は必要ということで、今後どのような手続きや基準で認可されるのですか。	許可の手続きについては、環境影響評価の手続きが一番時間がかかり、環境の現況を把握し、事業による影響を予測・評価して、環境を保全するために必要な対策を検討し、事業計画を固めます。 また、環境影響評価手続きと並行して、廃棄物処理法に基づく施設の設置許可申請のほか、林地開発申請などの各種手続きを進めることになります。
既にいくつかの産業廃棄物最終処分場がある土山で、なぜ新たな処分場を計画するのですか。	近江バラスがこの土地で事業を続けてきたこと、甲賀土山インターチェンジから近く交通の便がよいこと、限られた埋立処分場に適した地形であることから、調査を進め、実現可能と判断し、この場所での計画に至りました。
計画地は、次郎九郎川、田村川にすぐ流れ込む場所で、集落に近い場所でもあります。処分場の適地だと考えているのですか。	処分場からの浸透水などの排水については、実施する安全対策について説明し、周辺住民の皆さまにご安心いただけるよう努める必要があると考えています。
地元の雇用は何人程度を想定していますか。	最大で10人程度です。
県外から廃棄物を搬入して事業を行うことには納得できません。地元にメリットがなく、営利目的のため処分場を計画しないでいただきたいです。	ご意見として承ります。
周辺及び下流域の住民として断固反対でありし、計画の即時廃止を求めます。	ご意見として承ります。
展開検査等で有害物質の混入を完全に防ぐことは不可能であり、土壌や地下水、田村川、野洲川の水質を汚染する重大なリスクを常にはらんでいます。部分的な計画見直しではなく、建設計画の即時かつ完全な廃止を強く求めます。	ご意見として承ります。
２．受入れ・展開検査、監視	
安定型産業廃棄物のうち廃プラスチック類は、化学合成でできたものなので、今は安定している状態であっても、土壌の状態や化学成分、温度変化などで劣化し、化学反応などが起こることが想定されます。廃プラスチック類を安定型処分場で受け入れる理由と、有害物質の混入を防ぐ考え方を教えてください。	廃プラスチック類は、国の基準で15cm以下に粗破砕して埋め立てることとなっています。これは、大きなものがそのまま埋め立てられた場合、埋立地内に空洞が生じ水が滞留するのを防ぐため基準です。 製造工場で使用された廃プラスチック類の場合、異物が付着している可能性があるため、建設工事から出た廃プラスチック類だけを受け入れることが、有害物質の混入リスクを防ぐポイントと考えています。

意見・質問の概要	事業者回答
新規に契約する中間処理業者の廃棄物が問題ないことは、どのように確認するのですか。	中間処理業者の工場を訪問し、廃棄物の選別工程を確認し、社長へのヒアリングを行い、当社の受け入れ基準を満たすと判断した場合は、事前に受け入る対象を取り決めたうえで契約します。契約後も年1回は現地を訪問し、ヒアリングにより状況を確認します。
株式会社ジェネスでは、これまでも石綿含有廃棄物を受け入れてきたのですか。	これまでも受け入れをしてきました。
石綿含有廃棄物の袋を破って展開検査する方法は、環境省環境再生資源循環局が出している石綿含有廃棄物等処理マニュアルに反しないのですか。	石綿含有廃棄物に関しては、レベル1、2、3と分かれており、マニュアルに示されているのは、レベル1、2の埋立基準だと思います。安定型処分場で扱うのはレベル3の石綿含有廃棄物で、飛散性の高いレベル1、2の廃棄物は扱いません。マニュアルでは、展開検査に関するレベル3についての言及がないと認識していいます。　異物の混入を防ぐためには、展開検査は有効な方法と考えますが、労働者の安全も守らなければなりません。そのため、どういう形で展開検査を行うのがベストなのか引き続き検討します。
展開検査に従事した作業員が将来、石綿による健康被害を受けた場合、補償するのですか。	労働安全制度で定められており、その責任は事業者にあると認識しています。そのようなことが起こらないように対策を行います。
異物が混入した廃棄物を搬入した業者に対し、どのように対応しますか。遠くから廃棄物を搬入した業者に対しても、廃棄物を持ち帰らせるのですか。	異物が混入した車両は、搬出元がどこであっても全量を持ち帰らせます。当社の基準を守らない業者とは取引をしません。
マニフェストに虚偽の記載があった場合、搬入した業者に罰則はありますか。	マニフェストに虚偽の記載をした場合は、廃棄物処理法に基づき、1年以下の拘禁刑または100万円以下の罰金が適用されます。
展開検査について、1台当たり20～30分程度で10tトラックの積載物を人の手だけで検査することは難しいのではないですか。検査の精度を高めるため、ベルトコンベアなどの機械を用いた検査方法を導入することは考えていませんか。	現時点では実施可能と考えていますが、その実現可能性を十分に検証するとともに、機械の使用も含むその他の検査方法についても検討し、考え方を取りまとめます。
3．災害への対応	
「近畿地域の活断層の長期評価（第一版）」が今年8月に更新されていますが、頓宮断層の評価に平成16年の資料を使用した理由は何ですか。	今年8月の長期評価では、頓宮断層を個別に評価した資料がなかったため、具体的な評価が示されている平成16年9月8日の資料を参考にしました。
最近気候変動があり、全国各地で災害が多発している。千葉や熱海など全国で盛土の崩落が発生しています。盛土が崩落した場合の責任や対応をどのように考えていますか。	不法な盛土と違い、基準に準拠した設計のもと、安定した法面を築いていきます。

意見・質問の概要	事業者回答
積立金、賠償責任保険、銀行からの借入れ等による資金確保が示されています。現時点でどのようなリスクシナリオを想定しているのですか。どの程度の災害や被害を想定し、どの程度の費用が必要になると見込んでいるのですか。 資金確保について、銀行や産業廃棄物適正処理推進センター基金に相談していますか。	現時点で具体的に説明できるリスクシナリオや、それに対応する必要額については整理できていません。 設置を計画している仮設水処理施設等について、想定される汚染に応じて、どのような処理が必要になるか複数のパターンを検討しています。必要となる施設やその単価等は設定できますが、それらの組合せや最大でどの程度の費用が必要になるかまでは整理できていません。 また、銀行と具体的な話をしている段階ではありません。お示ししている資金確保の方法は一部の考え方であり、基本的にはＪＮＳグループ全体で対応していくことになると考えています。
地すべりが発生し土堰堤が崩壊、廃棄物が田村川を経て野洲川へ流出して、下流域に被害が生じた場合を想定し、廃棄物の回収費用や損害賠償等を含む被害額を試算するとともに、必要な資金を調達できるかどうかについて検討し、準備書に示していただけませんか。	そこまでの被害を想定した試算は難しいと考えていますが、事故が発生した場合の対応については検討します。具体的な被害額や資金調達の可能性まで準備書に記載することについては現時点では確約できませんが、意見として受け止め、検討します。
大規模な盛土・貯留部について、地すべりや崩壊に対する安全性はどのように確認するのですか。数式等によって具体的に示していただけますか。	地すべりや盛土の崩壊に対する安全性について、計算結果を取りまとめて説明します。
４．万一の事態での対応	
万が一の場合の具体的な対策方法は、いつまでに決まるのですか。	対策を実施するためには、手法やその有効性について調査し、有識者の意見をいただくことが必要です。少なくとも準備書を取りまとめる段階では、対策を盛り込んだ形でとりまとめることを考えています。
５．水質影響への対策	
環境モニタリング計画で浸透水の電気伝導率を常時観測しますが、何を確認するために測定するのですか。	電気伝導率は特定の物質を測るのではなく、これまでにない物質が流入すると、電気伝導率の値が変化するものと認識しています。 常時観測することで浸透水の変化を捉え、何らかの物質が溶け出している可能性がないことを確認するために測定します。仮にpHや電気伝導率に異常があれば、浸透水を採水し、検査を行うことを考えています。
有機フッ素化合物について、PFOAやPFOSは毒性の高いものだと思っていますが、どのような物質ですか。また、今後どのように対応しますか。	PFASは炭素とフッ素の化合物で様々な種類があり、人体への有害性が指摘されているものもあります。現在、国内ではPFOSとPFOAについて水道水の基準が定められていますが、河川水や事業所等の排水基準は検討中である認識しています。 今は基準等がないことから具体的な対応は検討できていませんが、将来基準が定められた場合は法令に対応します。そのため、現況把握の調査を行っています。

意見・質問の概要	事業者回答
環境基準超過が確認された地下水はどの深さから採水し、どのような状態の水を分析したのですか。	ボーリングでは10m以上の深さに到達したときに地下水が確認されました。地下水調査時は被圧により水位が地表付近まで上がった状態でしたが、もともとは10m以上の深さに地下水位があったと考えています。地下水の状況や調査方法の詳細については、準備書でお示しする予定です。
浸透水や地下水が基準値を超えた場合、県や甲賀市が再開を認めるまで操業を停止しますか。また、市や県が設備要件や水質基準を追加した場合には、その基準に対応しますか。	基準値を超えた時点で事業を停止し、県や甲賀市が再開を認めるまで再開しません。今後、県や甲賀市が定める基準、ルール、条例は遵守し、追加の設備や検査項目が求められた場合も対応します。
地下水調査で砒素、ふっ素、ほう素の環境基準超過が確認されています。地下水の採水、測定・分析はどの会社が実施したのですか。	現場での採水は環境計測株式会社が実施しています。測定・分析についても、外部の計量証明の資格を有する会社が実施しています
地下深くに浸透した浸透水に異常がある場合には、どのように対応しますか。また、遮水シートを敷かない理由は何ですか。	地下浸透する部分があることは認識しており、地下水の流れを止める方法として、矢板を打つことを検討しています。 安定型処分場は、全面に遮水シートを敷設する管理型処分場とは構造が根本的に異なるため、現時点では全面に遮水シートを敷くことは難しいと考えています。完全に対応できない部分が残る可能性はありますが、展開検査、水処理、矢板による対策を検討し、準備書を取りまとめる段階では計画に盛り込むことを考えています。
予算を確保できれば遮水シート設置も可能ではないのですか。	予算があれば実施できる対策もありますが、対策が大規模になり費用が高額になると、その費用を廃棄物の受入れ価格に転換するしかなく、結果として、廃棄物を受け入れることができない状況になる可能性もあるため、そうした点も含めて検討していきたいと考えています。
浸透水の集排水管よりも下に水が浸透し、土壌に影響が生じた場合、どのように対応するのですか。	万一の際には浸透水については水処理を行った上で排水します。地下へ浸透する場合には、その流れを止めるための矢板の設置を検討しています。完全に対応できない部分が残る可能性はありますが、展開検査の徹底など受け入れ段階の対策によって、そのような状況を起こさないようにします。
地下水調査で基準値を超える値が出た件については、県のどの部署の担当の方と協議していますか。	個人名はお答えできませんが、部署は環境アセスメントを担当している環境政策課、廃棄物を担当している循環社会推進課、甲賀エリアの出先機関の甲賀環境事務所と協議しています。
６．環境現況調査	
埋立地から発生するガスを測定する暗渠縦排水管は、排水管を利用するのですか、それとも管を立てるのですか。また、ガスの測定地点が1箇所となっていますが、広い埋立地で1箇所しか測定をしないのですか。測定箇所を増やせませんか。	埋立開始前に浸透水集排水管を布設します。この管に縦管を繋げ、埋立の進行に伴い、縦管を伸ばしていく構造になります。 暗渠縦排水管は3,000㎡に1箇所以上設置するため、数多くの暗渠縦排水管が設置されます。ガスの測定は、ガスが発生しやすい埋め立てている範囲の1箇所と想定していますが、今後、検討し、必要に応じて測定箇所を増やします。

意見・質問の概要	事業者回答
降雨時の3回の水質調査は、どのタイミングで採水するのですか。	梅雨や秋雨など年間で複数の降雨を対象とし、1降雨ごとに降り始めから降雨が強くなり、やむまでの間に3回採水し、濃度のピークを把握できるように測定しています。
景観について、旧東海道だけでなく、小高い場所にある団地など地域住民の生活場所からの景観についても予測・評価していただけますか。	地域住民の生活場所からの景観について検討します。
押え盛土には、良質土にセメント固化材を入れるとあります。改良した法面は、安定するかもしれませんが、緑化には向かないのではないですか。また、樹木は植えないのですか。地表面に草が生えるだけですか。自然保護の観点から、豊かな緑地が望ましいと考えます。法面は何mまで上がるのですか。	盛土については、安全性の確保を最優先に、セメント改良を行うことを考えており、その上で実施可能な植栽方法を検討します。法面には草の種子を吹き付け、草が生えにくい場合は肥料付きの植生マットを敷きます。また、平らな小段には、樹木を植えます。セメント改良の影響で木が育たないようであれば、土を置き換えて植樹する計画です。 法面の高さは65mです。
地下水調査について、地下水を採水した深さはどれぐらいですか。	地下水調査は、地質調査で行ったボーリング孔を利用して行っています。ボーリング孔内の水位の上部から、検査に必要な水量をサンプリングしています。
7．説明会の開催	
これまでの説明会の開催経緯と、今回実施している7回の説明会のうち、土山町での説明会が最後の開催になった理由を教えてください。	土山学区向けの説明会は2年前（令和6年）の8月に行い、その前年から地元の区長会や区ごとの説明も行っていました。その後、令和7年より環境影響評価の法定説明会を実施しました。そこで、更に下流地域でも説明会をしてほしいという多くの意見をいただき、今年の1月に旧水口町、7月に旧甲賀町で説明会を行いました。 それらの説明会の中でも、次郎九郎川から田村川、野洲川にも影響があるということで、そちらでも説明会をしてほしいという声を多くいただき、今回下流域も含めて7回の説明会を実施することとしました。 7回の説明会の開催順は意識的に決めたものではなく、会場の予約状況を組み合わせた結果です。
各地で開催した説明会で一方的に説明されて、質問時間が十分に確保されていなかったと感じます。これまでの説明会で出された住民の意見を、会社としてどのように受け止めていますか。	説明に時間がかかり、質問時間を十分に確保できなかった会場があったため、今回は説明時間を短縮しました。各会場では、ご心配の点や追加の対策を求めるご意見を多くいただいています。いただいたご意見を踏まえ、現在検討している対策にさらに追加できるものがないか検討するとともに、滋賀県との協議の中で必要となる対策についても対応していきたいと考えています。
ホームページで回答するだけではなく、これまでの質問に対して、直接回答するための説明会を年内の開催していただけますか。	回答や考え方がまとまった段階で、説明する機会を設ける必要があると考えております。年内の開催について検討します。

別紙①-7

意見・質問の概要	事業者回答
８．その他	
この会場では、ほぼ全員が処分場計画に反対し、計画の撤回を求める意思を示しています。この状況をどのように受け止めていますか。また、この結果を議事録に明確に残していただけますか。	会場で反対の意思が示されたことは議事録に残します。反対の方々が多くの懸念や不安を持っていると受け止めており、引き続きご意見をいただきたいと考えています。

別紙②-1

9月28日　守山市役所 1階 多目的ホール
説明会当日に回答できなかったご意見・ご質問に対する事業者の見解

意見・質問の概要	事業者回答
1．事業計画について（全般）	
事業予定地の買収は、何%ぐらい進んでいますか。	事業予定地の買収は完了しております。
事業予定地に一番近い地元では、どの程度の住民が反対し、どの程度の住民から賛成を得られているのかを知りたいです。	これまで開催した説明会では、反対のご意見が多く寄せられておりますが、住民の皆さまの賛否について人数や割合については、把握していません。
法令を遵守し、事業者としてのモラルを失わないように事業を進めていただきたいです。	承知いたしました。
野洲川上流に3つ目の産廃処分場を作ることは、自然災害や水質汚染への心配がぬぐえません。ぜひ思いとどまっていただきたいです。	本事業を進めるに当たっては、自然災害のリスクや地下水・河川等への影響について必要な調査・検討を行い、その結果を踏まえて適切な対策を講じることで、住民の皆様の不安の軽減に努めてまいりたいと考えています。
2．受入れ・展開検査、監視	
展開検査場への荷下ろしは、複数のトラックではなく、1台ずつ行いますか。	展開検査場での廃棄物の荷下ろしは、搬入車両1台ごとに行います。
営業時間を9～10時間とし想定車両台数から計算すると、1台当たり30分程度で展開検査を行うことになります。30分間で、荷下ろしや敷均しを行い、目視確認やサーモグラフィー、金属探知機を用いて検査し、再積み込みを行うことになりますが、どのような時間配分で行うのですか。物理的に不可能ではないですか。	1台当たりの展開検査に要する時間については、現時点では概ね30分以内と想定しています。具体的な作業時間については、作業内容を精査した上で整理し、準備書でお示ししたいと考えています。
30cmの厚さで廃棄物を敷均しても、金属と有機物以外の有害な物質を見つける方法は目視になると思います。検査が形式的なものとなり、十分な確認が行われないのではないかという点が一番懸念される点です。	搬入される廃棄物の多くが建設系廃棄物になるため、金属や有機物以外の不適合物が混入する可能性は低いと考えています。一方で、不適合物の混入を確実に防止するため、排出元となる中間処理業者の処理体制についても確認・指導を行うとともに、有資格者による展開検査を実施することで、形式的な検査とならないよう、実効性のある検査体制を整えていきます。
適切な展開検査を行うとのことですが、第三者が随時検査し、処理の状況をチェックできる体制を作っていただきたいです。	承知いたしました。現時点では、第三者によるチェック体制として、環境監視委員会の設置や、地元自治会関係者による現場見学会の実施などを検討しています。今後、県、市及び住民の皆様と相談をしながら、皆様に安心していただけるチェック体制を確立していきたいと考えています。

別紙②-1

意見・質問の概要	事業者回答
３．万一の事態での対応	
想定している 22 年間の埋立が完了した後も、雨水は廃棄物中を浸透し続けます。万一の事態における原因究明や水処理施設の設置、水質検査については、何年間実施することを見越していますか。	安定型処分場については、埋立終了後も廃止基準を満たすまで、浸透水や周辺地下水の水質、ガスの発生状況等について継続して確認する必要があります。これらの確認結果から、埋立地が安定した状態にあり、所定の廃止基準を満たしていることが確認された段階で、処分場を廃止することになります。なお、廃止後の管理についても、住民の皆様に安心していただけるよう、どのような対応が可能か検討していきたいと考えています。
４．水質影響への対策	
水質検査について、第三者的な視点で検査できる機関であるかどうかが重要だと思います。	水質検査については、環境計量証明事業者として登録された外部の検査機関に分析を委託しています。
浸透水の浄化を行わない安定型処分場では安心できません。最低でも管理型の処分場にしていただきたいです。	ご意見として承ります。いただいたご意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
施設供用後の検査項目にも PFAS を加えてほしいです。	ご意見として承ります。PFAS に関する検査については、今後の国の動向等を踏まえ、県とも相談しながら、施設供用後の検査項目を検討していきたいと考えています。
５．情報提供・公開	
今回の説明会の意見や質問、それについての事業者の見解・回答について、事業者のホームページで公開されるとのことですが、その見解に対して、再意見を表明する方法はありますか。	個別のお問い合わせにつきましては、近江バラスのホームページにお問い合わせ窓口を掲載しておりますので、そちらからお問い合わせいただければと思います。

別紙②-2

9月29日　甲賀市まちづくり活動センター まるーむ 2階 多目的室
説明会当日に回答できなかったご意見・ご質問に対する事業者の見解

意見・質問の概要	事業者回答
1．事業計画について（全般）	
近江バラス株式会社ではなく、株式会社ジェネスの名称で事業を行わないのはなぜですか。	近江バラスは、土山の地で長年にわたり事業を行ってきた実績があることから、近江バラスが主体となって事業を実施し、株式会社ジェネスがこれを支援する体制としています。
地元に対して、雇用を何人創出する予定ですか。	最大で10人程度になると想定しています。
次郎九郎川の上流に既に2つの埋立完了した処分場があり、そこに3つ目の施設が建つことを下流域への影響を皆さんが心配しています。計画はストップしていただきたいです。	展開検査の実施、施設供用後の環境モニタリングとその結果の公開、さらに第三者による監視体制の構築などを通じて、住民の皆様に安心していただけるよう、必要な対応について検討していきたいと考えています。
排水が野洲川の源流に流出する場所の選定は適切ではありません。計画には断固反対します。	野洲川への影響を懸念されていることについて、ご意見として承ります。
2．受入れ・展開検査、監視	
展開検査は1台当たり何分かかりますか。1日20台の搬入を想定した場合、スムーズに進みますか。	1台当たりの展開検査に要する時間については、現時点では概ね30分以内と想定しています。具体的な作業時間については、作業内容を精査した上で整理し、準備書でお示ししたいと考えています。
3．災害への対応	
説明資料P.40では、「硬く安定した岩盤が広く分布する」とされていますが、P42では「「砂岩及び泥岩」に区分される地質に大規模な地すべり地形が分布する」とされています。地盤は安定していますか。	計画地の地すべり地形分布図に示されている滑落崖・側方崖、斜面移動が示されている箇所では、「砂岩及び泥岩」が風化して形成された土砂が、岩盤上に堆積しています。これらの箇所については、可能な限り切土を行わないこと、現況斜面を埋立廃棄物で押えることにより、地盤の安定を図ります。
4．万一の事態での対応	
埋立終了後の管理責任が終わった後、国や基金が支払わない場合はどのように対応しますか。	埋立終了後についても、法令に基づく廃止の基準を満たすまでは、事業者として必要な維持管理を継続します。廃止後に埋立法面の崩壊が発生しないよう、埋立が完了した箇所から順次、植生及び植林を行い、元の林地に戻します。
5．水質影響への対策	
地下に浸透した水はどのように検査しますか。安全ですか。	地下に浸透した水については地下水になるため、埋立地の上下流に設置した地下水観測井戸から地下水を採水し、水質検査を行います。また、埋立廃棄物層内を浸透した雨水については、大部分が浸透水集排水管に集水されます。したがって、この浸透水のpHと電気伝導率を常時監視し、水質に異常が認められた場合には、早期に必要な対策を講じることで、地下水汚染の未然防止を図ります。

別紙②-2

意見・質問の概要	事業者回答
水質汚染が発生した場合に設置する水処理施設について、依頼する会社の目星はついていますか。	現時点では、浸透水または地下水に異常が確認された場合に設置する仮設水処理設備について、具体的な依頼先は決定していません。施設の供用開始までに、必要となる処理方式や施設規模等を検討し、異常時に速やかに対応できるよう、仮設水処理設備の設置を依頼する会社をあらかじめ数社選定しておきたいと考えています。
8 月 24 日に地下水の基準超過が確認された時点で、事業計画を一旦止めるべきではないですか。	まずは、環境基準を超過した原因を調査、究明を行い、その結果を踏まえて、どのような対策が必要かを検討します。
地下水の基準超過の原因究明と対応は、近江バラス株式会社ではなく県が行うべきではないですか。	事業者としては、事業地内の把握できる範囲について追加調査を行い、その結果を県へ報告するとともに、県と協議しながら必要な対策を整理していきたいと考えています。　また、県では周辺地域で地下水を利用している井戸の有無を調査し、井戸が確認された場合は、その水質についても調査されると伺っています。
6. 説明会の開催	
後でホームページに載せるだけではなく、説明会の場で説明責任をきちんと果たしてほしいです。今後の説明会では 2 時間で終了せず、参加者の意見を十分に聞く時間を確保しますか。	いただいたご意見については、今後の説明会の開催に当たって参考とさせていただきます。
説明時間を短くし、質問や意見の時間を十分に確保してください。	いただいたご意見については、今後の説明会の開催に当たって参考とさせていただきます。
県外からのごみが多いことなど、重要な情報を初めて来た人にも分かるよう、説明内容を毎回一貫させて伝えてほしいです。	いただいたご意見については、今後の説明会の開催に当たって参考とさせていただきます。
説明会の開催時間や場所について、地域の交通事情を考慮して参加しやすくしていただきたいです。	いただいたご意見については、今後の説明会の開催に当たって参考とさせていただきます。
回数をこなすだけの説明会ではなく、本気で地域住民と向き合い、住民の意見を聞いて歩み寄ってほしいです。	住民の皆様のご意見やご懸念を真摯に受け止め、一方的な説明とならないよう、対話を重ねながら、どのような対応が可能か検討していきたいと考えています。

別紙②-3

9 月 30 日　栗東芸術文化会館　きさら　小ホール
説明会当日に回答できなかったご意見・ご質問に対する事業者の見解

意見・質問の概要	事業者回答
１．その他	
人間が作り出した廃棄物は必ず処分しないといけません。その一方で、地下水や河川の水質及びそこに生息する動物や、農作物の安全性など、今の環境を守るために我々で何ができるのかについて、次の説明会のときには、議論をお願いします。	ご意見として承ります。現在実施している環境影響調査の結果を踏まえ、必要となる環境保全対策について検討を行い、その検討結果を今後の説明会でご説明します。

別紙②-4

10月1日　野洲文化小劇場
説明会当日に回答できなかったご意見・ご質問に対する事業者の見解

意見・質問の概要	事業者回答
１．災害への対応	
経済産業省の「科学的特性マップ」な影響を過小評価するとの意見があります。今後は安心できる材料を提供していただけますか。計画地が地すべり地であることについて、これ以上調査を行う予定はないのですか。	経済産業省資源エネルギー庁が公表している「科学的特性マップ」は、放射性廃棄物の地層処分に関する科学的特性を示したものであり、本計画地にある地すべり地形との関連はありません。 埋立法面の安全性については、法面安定計算を実施し、常時及び地震時において必要な安全率が確保できていることを確認し、結果をお示しします。 地すべり分布図に示されている地すべり地形箇所については、既に現地調査を実施しており、現時点で追加の調査を実施する予定はありません。ただし、工事中は、工事に伴って現況地形に変状が生じていないか、測量等により確認をしていく計画です。
２．水質影響への対策	
水道水源へのPFAS影響について十分に検討してください。	PFASのうちPFOS及びPFOAについては、水道水の水質基準が定められていますが、現時点では最終処分場の放流水に係る排水基準は定められていないと認識しています。このため、環境影響評価の中で現況把握のための調査を行い、本事業による影響との因果関係を確認できるようにします。 また、施設供用後の検査項目へのPFASの追加については、今後の国の動向等を踏まえ、県とも相談しながら検討していきます。新たな基準等が示された場合には、その内容を踏まえて必要な対応を行います。 併せて、安定型廃棄物以外の混入を防ぐため、中間処理業者の確認と展開検査を徹底します。
クリーンセンター滋賀では、処理水は公共下水道に排水していた。本事業でも処分場からの水を次郎九郎川に流さない方法を考えていただきたいです。	下水道放流については、甲賀市下水道課に相談した結果、本計画地が公共下水道の区域外であること、また、下水道施設の受入能力に余裕がなく、流入量の増加に対応できないことから、下水道への放流はできないとの回答がありました。
３．説明会の開催	
今後の説明では、処分場からの水が田村川を経て野洲川へ入り、下流域につながっていることを資料や説明に加えていただきたいです。	いただいたご意見については、今後の説明会の開催に当たって参考とさせていただきます。
４．その他	
計画地は非線引き区域だと思うが、都市計画法上、開発許可は必要ですか。許可権者は誰ですか。	都市計画法上の開発許可については、滋賀県建築指導室に確認した結果、不要であることを確認しています。ただし、滋賀県土地利用に関する指導要綱第５条第１項に基づく開発事業計画等届出書の提出は必要であり、届出先は滋賀県知事となります。

別紙②-5

10月2日　市民学習交流センター（サンヒルズ甲西）多目的ホール
説明会当日に回答できなかったご意見・ご質問に対する事業者の見解

意見・質問の概要	事業者回答
1．事業計画について（全般）	
産業廃棄物処理施設が必要であることは理解しますが、なぜ土山に新たな処分場を作る必要があるのですか。大津にも処分場があるとのことですが、それでは足りないのですか。	産業廃棄物については、減量化やリサイクルを進めた上でも、最終的に処分せざるを得ない廃棄物があるため、その適正な処分先を確保していく必要があると考えています。 本計画地は谷地形を利用した埋立が可能であるなど、最終処分場を整備する上で適した地形条件を有していることから、候補地として選定しました。 また、株式会社ジェネスが大津市で運営している安定型処分場は埋立開始から40年にわたり埋立処分を行っています。将来にわたって安定的に産業廃棄物の適正な処分先を確保していく必要があると考え、本事業を計画しました。
新しく施設を作るのであれば、全国の安定型産業廃棄物施設で起こっている問題も加味し、それらを全部網羅して、全部クリアした上で、私たちに安心という形で示してほしいです。	安定型処分場に係る構造基準及び維持管理基準を基本としつつ、浸透水についてはpHと電気伝導率を常時監視するなど、法令等に定められた基準を上回る環境モニタリングを実施し、皆様に安心していただける施設となるよう、引き続き検討を進めます。
2．受入れ・展開検査、監視	
検査を細かくすることで労力や時間がかかり、本来しなければならないことに手が回らないことがないように進めてほしいです。	承知しました。展開検査については、専属の検査員を配置するとともに、埋立作業等のその他作業に従事する職員についても必要な人員を確保し、適正な展開検査及び施設運営を行っていきます。
3．水質影響への対策	
第三者委員会を設置して、地下水の問題を継続的に確認することを前向きに検討していただけますか。	現時点では、地下水の水質が環境基準を超過している原因が特定できていません。今後、原因を調査、究明を行い、その結果を踏まえて必要な対策を検討します。また、検討した対策については、環境影響評価準備書に記載し、その内容について滋賀県環境影響評価審査会小委員会の審査を受ける予定です。
安定型処分場では遮水シートがないため、大雨や雪が続いた場合にPFASの高い値が出ることが心配です。どのように考えますか。	PFASのうちPFOS及びPFOAについては、水道水の水質基準が定められていますが、現時点では最終処分場の放流水に係る排水基準は定められていないと認識しています。今後の国の動向を注視し、新たな基準等が示された場合には、その内容を踏まえて必要な対応を検討していきます。
4．環境現況調査	
環境影響評価は施設建設前の予測に基づく評価ですが、施設の供用後に実際の環境への影響が予測と異なった場合が心配です。施設の供用後も、環境影響評価と同じような方法で検査を継続していただけますか。	施設供用開始後の環境モニタリングについては、浸透水のpH及び電気伝導度の常時計測など、国の基準を上回る検査を実施する計画です。また、環境影響調査の結果など踏まえて、必要に応じて検査項目を追加する等、より充実した環境モニタリングの実施について、引き続き検討していきます。

別紙②-5

意見・質問の概要	事業者回答
５．その他	
ごみが広域に移動することは、移動コストや環境面から考えて本来望ましくないものの、それが可能な仕組みになっています。社会の課題であると思いますが、それをどのように考えているのか、正直にお伝えいただけるようにお願いします。	ご指摘のように、産業廃棄物を遠方まで運搬することについては、輸送コストだけでなく、車両の走行に伴う環境負荷という課題があると認識しています。そのため、可能な限り発生した地域に近い場所で適正に処理・処分することが望ましいと考えます。 しかし、都市部では新たな最終処分場の確保が容易ではなく、廃棄物が発生した地域だけで、すべてを処理することは現実的に困難であると考えます。そのため、適正な処理を確保する上では、地域を越えて産業廃棄物を運搬し、処分することが必要と考えます。

別紙②-7

10 月 8 日　甲賀市かふか生涯学習館（甲賀公民館）2 階 研修室
説明会当日に回答できなかったご意見・ご質問に対する事業者の見解

意見・質問の概要	事業者回答
1．事業計画について（全般）	
企業の経営理念として「百年企業」を目指すとのことですが、大津の処分場だけではなく、新たに土山に大きな処分場を建設し、今後も処分場を建設して事業を続けていく考えなのですか。	当社が目指す「百年企業」とは、地域社会から信頼され、長く事業を継続できる企業でありたいという考えです。今後も処分場の建設を続けるという意味ではありません。まずは、今回計画している土山の処分場について、地域の皆様のご理解を得ながら、安全で適切な施設の整備・運営に努めてまいります。
既に地下水の基準超過が見つかり、地すべり地形があり、野洲川の上流でもあるため、処分場に適した場所ではないと思います。地域の生活や農業への配慮がなく、絶対に許せません。	地下水の水質の環境基準の超過や地すべり、野洲川への影響など、地域の生活環境や農業への影響についてご心配されることは、もっともであると認識しています。当社としても、これらを重要な課題と認識しており、必要な調査を実施し、安全性を慎重に確認してまいります。 また、地域の皆様にご安心いただけるよう、生活環境や農業への影響をできる限り防止・低減できるよう、必要な対策を検討してまいります。
会社として地域や住民に向き合う経営理念を示し、住民の気持ちを酌んだ進め方をしてほしいです。	当社は、地域の皆様に安心していただき、信頼していただける会社でありたいと考えています。今回の計画についても、皆様が不安に感じていることやご意見お聞きし、丁寧に説明しながら進めたいと考えています。
2．受入れ・展開検査、監視	
1 日 20 台の搬入を想定していますが、単純計算では 1 台あたり 24 分程度で検査することになります。24 分で 20 トンの廃棄物を降ろして展開検査して、再積載することが可能ですか。	展開検査については、現時点では概ね 30 分以内と想定していますが、現時点では具体的な作業時間は想定できていません。そのため、1 台当たりの検査時間や、1 日 20 台程度の搬入があった場合でも適切な検査を実施可能であることを整理し、準備書に記載します。
大澤地区を通る大型トラックについては、1 日 20 台に制限し、安全対策を実施するとのことですが、搬入台数や搬入ルートなどのルールに違反した業者に対して、廃棄物の受入れ停止などの罰則を設けた協定を、住民や甲賀市と結ぶことはできないでしょうか。	ご意見として承ります。搬入台数や搬入ルートなどのルールが確実に遵守されるよう、違反した搬入業者に対する受入れ停止等の措置を含め、実効性のある管理方法を検討します。 また、住民の皆様や甲賀市との協定の締結についても、関係者と相談しながら検討していきます。
3．災害への対応	
地すべりや活断層について、古い資料だけで安全とするのではなく、もう一度しっかり調査していただけませんか。	現時点では、設計に必要な現地踏査及び地質調査は完了しており、その結果を踏まえて設計を進めています。 今後は、工事の実施に当たって必要となる調査を行うことになります。
4．万一の事態での対応	
計画されている処分場の事業区域は約 26ha もの面積があります。排水に異常値が発生した場合、仮設水処理設備で処理することは可能ですか。	仮設水処理設備ついては、必要となる処理能力の算定根拠を、整理して準備書に記載します。

別紙②-7

意見・質問の概要	事業者回答
５．水質影響への対策	
PFAS など目に見えない化学物質は展開検査や中間処理施設でも判断できないと思います。遮水シートを設置する管理型にはできないとのことですが、今後どのように水質汚染を防ぐのですか。	PFAS のうち PFOS 及び PFOA については、水道水の水質基準が定められていますが、現時点では最終処分場の放流水に係る排水基準は定められていないと認識しています。今後の国の動向を注視し、新たな基準等が示された場合には、その内容を踏まえて必要な対応を検討していきます。
６．環境現況調査	
地下水の基準超過が自然の地質に由来するのであれば、この地域は砒素、ふっ素、ほう素などが溶け出しやすい地質であり、処分場には適さないのではないですか。もう一度調査し、計画を考え直していただけませんか。	現状、地下水の水質が環境基準超過した原因がわかっていません。事業地内における汚染の広がりを把握、原因を究明し、どのような対策ができるのかを検討します。
７．説明会の周知	
本計画について知らない方が多いため、ホームページをもっと見やすくし、市や県とも連携して情報を時系列でわかるように掲載してください。また、高齢者も問い合わせできるよう電話での連絡先を設けていただけませんか。	ご意見を踏まえ、本計画の経緯や進捗状況等を時系列で分かりやすく確認できるよう、ホームページの掲載内容や構成の改善を検討します。 また、市や県とも相談しながら情報提供の充実に努めるとともに、電話による問い合わせへの対応についても検討します。

別紙②-7

10月9日　土山開発センター　大集会室
説明会当日に回答できなかったご意見・ご質問に対する事業者の見解

意見・質問の概要	事業者回答
１．受入れ・展開検査、監視	
マニフェストに虚偽の記載があった場合、罰則は誰が行使するのですか。	マニフェストに虚偽の記載があった場合、廃棄物処理法に基づいて行政による調査等が行われ、違反が認められた場合には、法令に基づき刑事処分等の対象となります。
２．説明会の開催	
計画地の現場で説明会を開催していただけませんか。	ご意見として承り、説明会が可能か検討します。
３．その他	
地下水に水質基準の超過がある土地である。県知事に土地を買い戻してもらい、ふっ素、ほう素などを浄化したうえで、事業者が土地をもう一度等価で買い戻して、適正な審査の上、もう一度最初から進める案はどうでしょうか。	ご意見として承ります。

別紙③

令和 8 年 10 月 9 日　会場で受領した意見書に対する事業者の見解

意見・要望	事業者回答
1．水質汚染および地下水調査の不備について	
万一汚染物質が流出しても「流域が広いため希釈される」との主張は、水源地において有害物質の流出を容認する考え方であり、不適切です。	本事業は、汚染の発生や基準の超過があってはならない事業であると認識しており、流域での希釈を前提として有害物質の流出を容認せず、定められた基準を遵守することを前提としています。 汚染を防ぐためには、安定型産業廃棄物以外の混入を防ぐことを徹底することに尽きると考えており、中間処理業者の処理施設及びマニフェストの確認、展開検査により二重、三重のチェックを行います。また、浸透水の pH 及び電気伝導率を常時監視し、異常があれば浸透水を採水して検査を行い、その原因を調査します。 万が一、浸透水の水質が排水基準を超過した場合には、仮設水処理施設を設置し、必要な処理を行った上で排水する計画です。また、浸透水や地下水の水質が基準値を超えた場合には、その時点で事業を停止し、県及び甲賀市に速やかに報告し、県及び甲賀市から事業の再開について了承が得られるまで事業を再開しません。
地下水への影響を「浸透量が少ないと考えられる」という推測のみで調査対象外としていましたが、最新の地下水調査（2026 年 8 月発表）では、計画地下流の井戸からふっ素（基準値の約 27.5 倍）、ほう素（約 9.1 倍）、ヒ素（約 4.3 倍）が検出されています。1km 圏内にとどまる調査範囲や、維持管理計画で「ふっ素・ほう素」等の検査頻度を「2 年に 1 回（隔年）」に減らすことは不当です。3D 地下水流動シミュレーション等を用いた広域再調査と、高頻度かつ継続的な監視体制への改定を求めます。	埋立地の浸透水は大部分が浸透水集排水管に集水されますが、すべてを集水できるわけではなく、一部は地下へ浸透することを認識しています。しかし、大部分の浸透水を浸透水集水管で集水し、集水した浸透水の pH 及び電気伝導率を常時観測することで、地下水に影響が出る前にその兆候を把握できると考えてます。 また、浸透水の水質に異常が確認された場合には、仮設水処理施設を設置しそのまま放流することはせず、必要な処理を行った上で排水する計画です。仮に下流の地下水観測井戸の地下水が基準を超過した場合には、矢板の設置等により地下水の流れを止めた上で、仮設水処理設備で処理を行い排水します。 計画地の地下水で砒素、ふっ素、ほう素が環境基準を超過している原因については、人為的な要因か自然由来の要因かも含め、現時点ではわかっていません。事業者としては、事業地内で追加調査を行っており、その結果を県へ報告するとともに、県と協議しながら原因の究明と必要な対策を整理していきます。なお、県では計画地周辺で地下水を利用している井戸の有無を調査し、井戸が確認された場合はその水質を調査されると伺っています。原因や対策が整理できなければ、事業はスタートできないと考えています。 調査範囲やシミュレーションの実施については、地下水汚染の原因やその広がりが把握できた段階で、県の助言を得ながら必要性を検討します。 施設供用後のふっ素、ほう素の検査頻度については、県の助言を得ながら検討し、準備書でお示しします。

別紙③

意見・質問	事業者回答
２．水処理施設および遮水シートの未設置について	
最初から水処理施設や遮水シートを設置しない設計は、建設・維持管理コストを優先していると言わざるを得ません。事前調査で既に高濃度のふっ素やヒ素等が検出されている土地で、遮水シートのない安定型処分場として削平・盛土を行えば、雨水浸透によって有害物質の流出・拡散が悪化するおそれがあります。汚染が確認されてから対応するのではなく、最初から「管理型処分場」と同等以上の遮水・水処理設備の設置を求めます。	管理型処分場は、遮水シートを設置して浸出水を集め、浄化した上で排水する施設であり、安定型処分場とは構造が根本的に異なります。遮水シートを全面に敷くことは管理型処分場を作ることになり、計画が根底から変わるため、現時点では埋立地全面に遮水シートを設置することは難しいと考えています。安定型処分場として法令で求められている基準よりも対策を強化し、精度を高めていくことで、リスクを減らしていきたいと考えています。 具体的には、展開検査の徹底、浸透水の pH 及び電気伝導率の常時監視、万一の水質の基準超過時の水処理について検討しており、準備書を取りまとめる段階では計画に盛り込むことを考えています。
３．廃プラスチック・アスベスト等の受入リスクと検査体制について	
アスベスト等を収容するフレコンバッグについて、埋立後の分解・劣化およびマイクロプラスチック化が懸念されますが、将来的な流出防止に対する定量的保証が示されていません。 また、1 日 20 台（15t 大型トラックを含む）の搬入に対し、狭隘なダンピングステージと少人数の作業員で「30cm に敷き均してハンディ機器や目視で精密検査する」という計画は、形骸化した検査となる懸念があります。携帯型機器、サーモカメラや金属探知機では、有害物質や PFAS 等の化学物質を検知・遮断できません。 フレコンバッグを埋立地で破り異物確認する手順は、アスベスト粉じんの大気拡散を引き起こすおそれがあります。	石綿含有産業廃棄物を封入したフレコンバッグを開封して埋め立てた場合、ビニル床タイル等に含まれる廃プラスチック類が劣化・細分化し、マイクロプラスチックの発生源となる可能性があることは認識しています。ただし、最終処分場から発生する浸出水に含まれるマイクロプラスチックについては、調査データが少なく、その発生量を定量的にお示しすることは、現時点では困難です。本処分場では、その日に埋め立てた廃棄物を土砂で覆う「即日覆土」を徹底し、廃プラスチック類が紫外線や風雨に曝されることを防ぎます。適正に管理された最終処分場で廃プラスチック類を確実に処分することは、不法投棄など適正に処分されない廃棄物を減らすことにつながり、環境中へのマイクロプラスチックの流出の防止に貢献するものと考えています。 ダンピングステージの面積は、大型トラック 1 台で搬入される廃棄物量を考慮し、十分な余裕を持たせた大きさとしています。 展開検査は資格を有する専属の検査員を配置します。また、廃棄物のダンピング中や敷き均し作業中も不適物のチェックを行います。検査機器については、より良い機器や早く検査できる機器がないか、他の機械を用いた検査方法も含め、有識者のご意見も踏まえて検討します。 受け入れる石綿含有産業廃棄物は、スレート等の建材として固定された状態の非飛散性のもの（レベル 3）に限られます。フレコンバッグから取り出した石綿含有産業廃棄物については、散水による飛散防止を行います。施設供用後の空気中の石綿濃度の定期的な検査についは検討します。

別紙③

意見・質問	事業者回答
甲賀市が求めている「廃プラスチック・アスベストの受入除外」を拒絶する根拠が不十分です。PFAS や廃プラに対する国際的な環境・健康基準（米国基準等）に基づいた自主的な受入規制を求めます。	廃プラスチック類及び石綿含有産業廃棄物は、いずれも安定型最終処分場での埋立処分が法令で認められている廃棄物です。 廃プラスチック類については、弊社のグループ会社においても可能な限り固形燃料（RPF）化によるサーマルリサイクル等に取り組んでいますが、リサイクル品の需要と供給の不均衡や品質の面から、最終処分を要する廃棄物は一定の割合で発生するのが現状です。また、石綿含有産業廃棄物は、焼却処分やリサイクルが困難であり、埋立による最終処分に頼らざるを得ない廃棄物です。適正に管理された最終処分場でこれらを確実に処分することは、不法投棄など適正に処分されない廃棄物を減らすことにつながると考えています。以上のことから、受け入れる廃棄物からこれらを除外することは困難と考えています。 PFAS については、現在、国内では PFOS 及び PFOA について水道水の水質基準が定められていますが、最終処分場の放流水に係る排水基準は検討中であると認識しています。飲み水に対して厳しい基準が設けられている米国においても、環境水や事業所からの排水中の基準は定められていないと認識しています。今後、国の基準が定められた場合はこれに対応します。
４．交通安全対策と罰則付き協定の締結について	
大澤地区を通る大型トラック（1 日 20 台／往復 40 台）の台数制限・ルート遵守について、「指導の徹底」にとどまる回答では実効性が担保されません。ルール違反が発覚した際の一時受入停止やペナルティを明確に規定した「罰則付き環境保全協定」を、住民および甲賀市と締結することを求めます。	その日に受け入れる廃棄物については、前日までに搬出事業者から搬入の事前連絡を受け、1 日の搬入車両台数が 20 台を超えないよう管理します。また、事前連絡のない事業者からの廃棄物は受け入れないこととし、1 日の搬入車両台数を確実に管理します。 排出事業者に対して、搬入ルートや走行速度などのルールが確実に遵守されるよう指導を徹底して参ります。なお、再三の指導にも関わらず違反を繰り返す搬入業者には受入れ停止等の措置を含め、実効性のある管理方法を検討します。住民の皆様や甲賀市との協定の締結についても、関係者と相談しながら検討していきます。

別紙③

意見・質問	事業者回答
５．防災計画（盛土・地震対策）の想定の甘さについて	
根拠とする地質図（平成3年／約35年前）や活断層評価（平成16年／約20年前）は著しく古く、震度6以上の地震を「100年～1000年に1度」と扱う想定は、近年の地震発生の現状や県内の活断層リスクを反映しておらず、著しく甘いです。また、50年確率降雨（228㎜/h）を前提とした調整池設計では、線状降水帯への対応や、排水穴の詰まりによる決壊リスクが懸念されます。災害時に満水となれば、有害物質を含む未処理水を直接川へ流すことになるのではないでしょうか。3Dレーザー地形解析（LPデータ）や三次元動的応答解析を実施し、盛土崩落・汚染土砂流出等の影響評価と緊急時対応計画の再構築を求めます。	頓宮断層の評価については、本年8月に更新された「近畿地域の活断層の長期評価（第一版）」では頓宮断層を個別に評価した資料がなかったため（布引山地東縁断層帯として評価）、具体的な評価が示されている平成16年の資料を参考にしました。本計画では、頓宮断層が動きマグニチュード7.3程度の地震が発生した場合を想定し、活断層からの距離を踏まえて計画地における地震動を計算し、その地震が起きても安全性が確保できる設計とします。 埋立法面や盛土の安全性については、常時及び地震時の法面安定計算を実施し、必要な安全率が確保できていることを確認した上で、計算結果を取りまとめてお示しします。 調整池の設計について、滋賀県の基準に従い、50年確率降雨（228㎜/h）を採用しています。また、これまでの滋賀県との協議の中で必要容量が大きくなっております。 廃棄物の埋立層内に浸透した雨水を集水する浸透水集排水管については、管の周囲に砕石を配置することで、目詰まりを防止します。 緊急時対応計画については、県と市と相談をしながら準備書にお示しします。
６．事業モデルの持続可能性と環境保全措置の優先順位について	
環境影響評価では「回避」または「低減」を最優先して検討すべきであり、代償措置を前提とした計画であってはなりません。他府県からの廃棄物受入による利益依存や、過去の処分場維持のために新規開発を繰り返す構造から脱却し、水源地における「非悪化（環境負荷ゼロ）」の原則を求めます。	動植物について、現地調査の結果、滋賀県レッドデータブックの記載種などがわずかに確認されています。しかしながら、計画地は放棄耕作地にヒノキを中心とした植林が施された比較的単調な環境であり、地域でここにしかいないような希少性の高い種は生息しておらず、周辺地域に比べて生物多様性に優れた地域ではないと考えています。代償措置よりも回避や低減を優先すべきとのご意見は正論であり、そのように対応することが理想ではありますが、本事業では代償措置が落としどころと考えております。 廃棄物の受入れについては、可能な限り発生した地域に近い場所で適正に処理・処分することが望ましいと考えおり、今後は滋賀県内の廃棄物を優先して受け入れたいと考えています。一方でが、都市部では新たな最終処分場の確保が容易ではなく、廃棄物の受け皿はどこかには必要です。本施設では、廃棄物の広域的な適正処理にも貢献できればと考えています。

別紙③

意見・質問	事業者回答
7．情報公開の徹底および高齢住民に配慮した相談窓口の設置について	
事業者のホームページ等では、本事業に関する過去の調査データ、回答書、説明会での質疑応答記録等の重要情報が十分に公開されていません。これまでの全ての記録・経緯・データを時系列で誰でも閲覧できるWeb資料閲覧ページを作成・公開し、滋賀県・甲賀市、湖南市・栗東市など県内下流域のホームページにも掲載することを求めます。	本計画の経緯や進捗状況等を時系列で分かりやすく確認できるよう、ホームページの掲載内容や構成の改善を検討します。説明会で使用した資料や質疑応答については、ホームページで公開しており、当日回答した内容と後日補足した回答を分けて掲載するよう改善します。また、環境影響調査の結果は準備書に取りまとめ、公表することを考えています。 県及び市のホームページの掲載については、滋賀県ならびに甲賀市、湖南市、栗東市、野洲市、守山市と相談します。
本事業に関する問い合わせ先が不明確であり、特にインターネットの利用が困難な高齢住民への配慮が欠如しています。行政（甲賀市、滋賀県）とも連携・協力のうえ、専用の相談窓口（フリーダイヤル等の電話窓口および専用メールアドレス）を設置し、回覧板や広報等を通じて地域全域へ周知することを求めます。	近江バラス株式会社のホームページにお問い合わせ窓口を掲載していますが、インターネットの利用が困難な方にもお問い合わせいただけるよう、電話による問い合わせへの対応について検討します。また、市や県とも相談しながら、情報提供の充実に努めます。　なお、これまで実施しました説明会の開催については、当社ホームページのほか、甲賀市及び下流の各市の広報紙等に掲載いただく形で周知してきました。今後も周知方法の改善を検討します。
8．今後の説明会の開催について	
施設建設について周知が十分でないため、次のアセスメント手続き段階での住民説明会も下流域の市で開催することを求めます。	方法書の手続き段階から、下流域でも説明会を開催してほしいとのご意見を多くいただき、今回は下流域を含めて7回の説明会を開催しました。説明会の開催方法については引き続き見直したいと考えており、次のご説明の機会となる準備書の段階においても、下流域を含めた説明会の開催について検討します。
説明会の質問時間について十分な時間配分が考慮されていません。今後の説明会では質問時間を最低でも1時間、関連性の高い土山で開催する説明会では2時間を配分するなど、住民の不安解消に向け、対面での質疑応答の機会を十分に確保することを求めます。	これまでの説明会において、説明に時間がかかり、十分な質問時間を確保できなかったことに対しては、お詫びします。今後の説明会においては、会場の利用時間の制約はありますが、可能な範囲でできる限り十分な質問時間を確保します。 また、今回実施した説明会でいただいたご質問・ご意見については、弊社ホームページへの掲載だけでなく、弊社の考え方や今後の対応方針がまとまった段階で、改めて対面でご説明する機会を設ける必要があると考えています。開催時期については、年内の開催も含めて検討します。